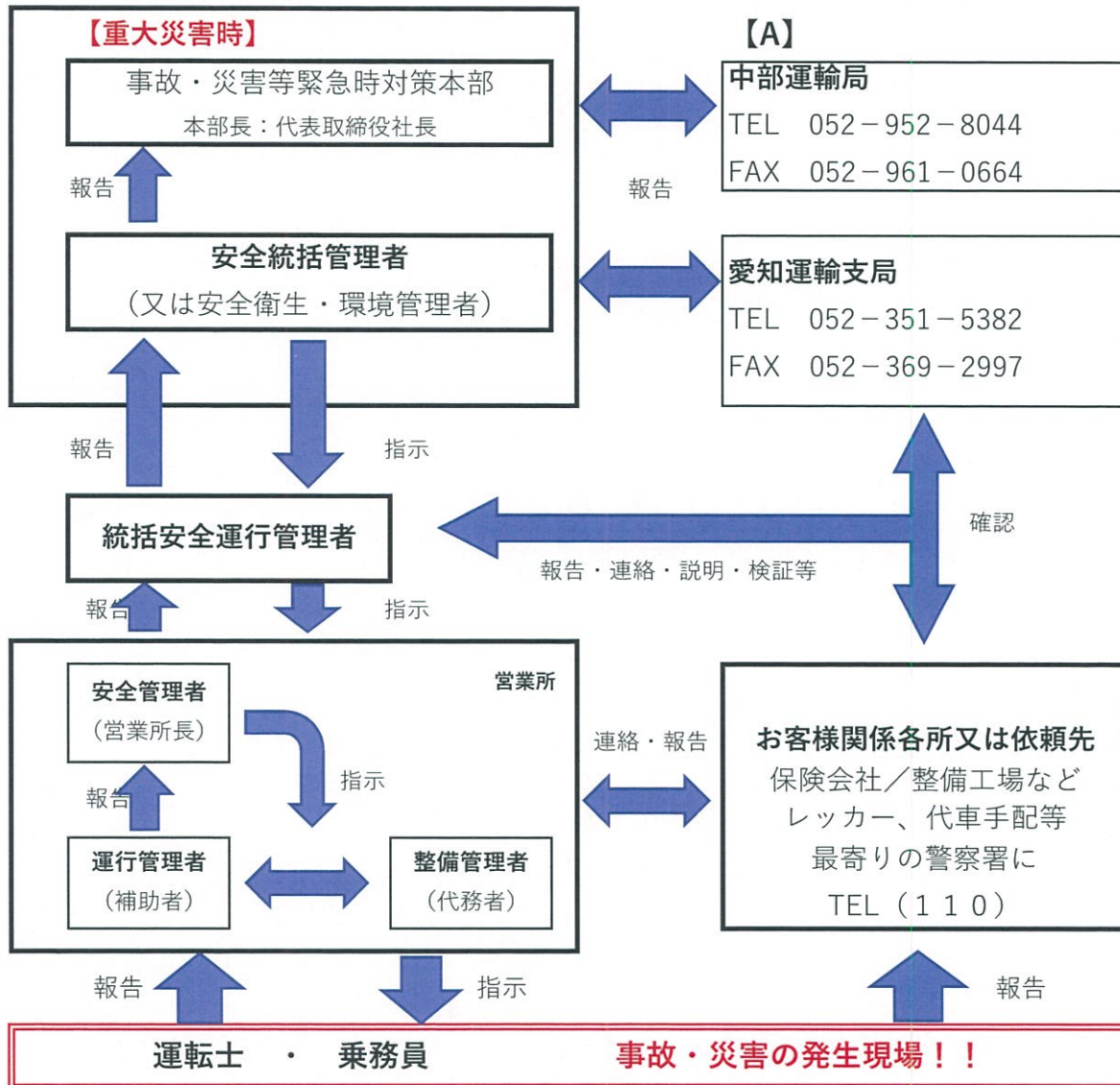


< 事故・災害等緊急時に関する対策設置、報告連絡体制図 >



速報の対象となる重大事故 【A】

- ① 乗客に死者又は行方不明者を生じたとき
- ② 乗客に5名以上の負傷者を生じたとき
- ③ 転覆したとき (路面と35度以上傾斜)
- ④ 転落したとき (落差が0.5m以上)
- ⑤ 火災したとき (車両又は積載物が火災)
- ⑥ 路外逸脱したとき (④で生じた以外)
- ⑦ 踏切にて鉄道車両と衝突又は接触したとき
- ⑧ 健康起因により運転継続が出来なくなったとき
- ⑨ 車両故障による事故が生じたとき
- ⑩ 鉄道・高速道路にて3時間以上の休止や通行止めをさせたとき

速報の対象となる

特定重大事故 【B】

- ① バスジャック
- ② 施設の不法占拠
- ③ 爆弾又はこれに類する爆発
- ④ 毒物・劇物などによる薬品散布

速報の対象となる重大事件

- ① 乗務員による業務中の暴行
- ② 報道機関などから取材や問い合わせを受けた事件
- ③ 特定重大事件に繋がる予告電話、HPへの書き込み等の予告行為など